

令和4年度 第3回 新潟市国民健康保険運営協議会

日時	令和5年1月12日(木) 午後1時30分～午後2時45分			
場所	市役所本館 講堂			
出席委員 (16名)	山崎 光子	出席委員	浦野 正美	
	藤田 清明		岡田 潔	
	菊地 利明		荒井 節男	
	國井 洋子		田中 博子	
	井上 達也		和田 司	
	金口 忠司		本間 雄一	
	山田 喜孝		庭山 義彦	
	中村 節子	欠席委員 (2名)	五十嵐 紀子	
	平野 道雄		本田 秀明	
会議出席 事務局職員	職・氏名		職・氏名	
	福祉部長	佐久間 なおみ		
	保険年金課長	小関 洋		
	保険年金課長補佐	加藤 俊郎		
	その他保険年金課職員			
議題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度国民健康保険料率の検討について ・答申案の検討 			

令和4年度第3回国民健康保険運営協議会 会議録

令和5年1月12日

市役所本館講堂

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第3回新潟市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>ここで、本日の出席状況につきましてご報告いたします。本日は、五十嵐委員と本田委員が都合によりご欠席でございます。</p> <p>現在18名の委員のうち、本日は16名の方からご出席いただいておりますので、新潟市国民健康保険条例施行規則に定めます会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。会議中にご発言をされる際は、マイクをお持ちいたしますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>山崎会長、お願いいたします。</p>
会長	<p>皆様こんにちは。改めまして新年おめでとうございます。本年もよろしくをお願いいたします。本日はご多用の中、お集まりいただきありがとうございました。</p> <p>さて、松の内も過ぎましたが、新型コロナウイルス感染症は衰えを見せず、インフルエンザも流行期に入ったとの報道です。諸行事も活発となり、学校も始まりました。これまで以上の拡大が懸念されています。</p> <p>眼を外に転じれば国家間の紛争は先が見えず、国内外を問わず物価は高騰し、家計は厳しい状況に置かれています。</p> <p>なかなか明るい兆しは見えにくい状況ではありますが、生活を支えます国民健康保険といたしましては、健全な保険料率のあり方について、皆様と慎重に審議を進め、現状を踏まえつつ答申書を作成してまいりたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>議事に入る前に、本日の会議録署名委員として「中村委員」を指名させていただきます。後日、事務局が作成する会議録をご確認の上、署名をお願いいたします。中村委員よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議題のうち、「令和5年度国民健康保険料率の検討」についてです。</p> <p>前回の協議会では、市長より諮問のありました「適正な保険料率のあり方」と「保険料賦課限度額」の2つの事項について、審議を</p>

深め、それぞれのお立場から貴重なご意見をいただきました。

本日は、会議の進め方について、はじめに、事務局より本算定結果に基づく資料について説明をいただきます。前回から収支見込額など変動しておりますので、質疑応答の後、今一度、委員皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

そして、全員のご意見をいただいた後、皆様のご意見を基に、答申書案を作成するため、20分ほどお時間をいただき、その間、協議会を休憩にしたいと考えます。そして、休憩後に、答申書の内容について、検討を進めるスケジュールにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、事務局より説明をお願いいたします。

保険年金課長

それでは、資料についてご説明いたします。

まずは、資料1をご覧ください。

はじめに、「1 国民健康保険事業費納付金の令和5年度本算定額」です。

先日、県から納付金の本算定額が示されましたが、仮算定時の納付金額と比べて、本算定では、表の丸囲みの記載のとおり、約1,300万円増加しました。

ここ数年と比べると、変動額は小さかったと考えています。

続いて、「2 本算定に基づく令和5年度収支見込み」です。

表の「R5仮算定」の「収支」欄の丸囲みの箇所ですが、仮算定に基づく令和5年度収支は、前回協議会の際にお示ししましたとおり、約1億1,000万円の黒字でしたが、今回の本算定では、今ほどご説明したとおり、納付金額が仮算定から増加したことに加え、保険料収入等を再度見込んだ結果、収支は、約2,500万円の黒字となる見込みです。この額は、国保会計の規模から考えると、ほぼ収支均衡と考えています。

前回、約1億1,000万円の黒字見込みが、今回2,500万円の黒字に変動した主な要因としましては、

1つ目は、県へ納める納付金額が増額したことで、黒字見込みが約1,300万円減少したためであり、

2つ目は、本市が令和5年度の被保険者数を、直近の12月までの実績から再度見込んだ結果、より減少すると見込まれることから、保険料収入も減少する見込みとなったためです。

被保険者数の減少については、100人を超える民間事業所が雇用する短時間労働者が令和4年10月に、国保から被用者保険へ移行する、「被用者保険適用拡大」制度が実施されたため、前回協議会の資料では、10月末までの被保険者数を踏まえて、令和5年度の人数を見込みました。今回、12月末までの被保険者数を集計したところ、国保を脱退する人数が依然として、通常月よりも多かったことから、さらに被保険者数の見込みを、約400人減らしたことで、保険料収入見込みも減少させた結果、黒字見込み額が、約4,700万円減少しました。

3つ目は、本算定時に合わせて提示される令和5年度の県支出金の内示額が、仮算定時の内示額から約1,000万円減少したことも黒字減少の要因となりました。

そして、中ほどの表の右側に（参考）として記載していますが、「令和4年度本算定」での収支が、約2億9,000万円の赤字でしたので、収支が約3億円改善しています。これは、国などから県に入る公費が増加したことなどにより、県が市に求める納付金が、前年度と比べると、大きく減少したことなどによるものです。

では、資料裏面、「3 令和5年度 国民健康保険料率について」です。改めて、2,500万円の収支黒字をどう扱うかの検討となります。

最初に「(1) 料率検討のパターン」ですが、据置き、引下げの2つの方法が考えられ、それぞれ、メリットとデメリットがあります。「据置き」では、今後の収支不足に備えることができる一方、被保険者の負担軽減ができません。また、「引下げ」では、被保険者の負担が軽減する一方、保険料収入の減少が固定化することとなります。

次に、「(2) 検討方法 収支黒字の対処」です。

まず、「① 保険料率の据置き（黒字見込額を基金に積立て）」ですが、料率を据置きとし、収支黒字約2,500万円を基金に積立てる予算とすることで、令和5年度中の予期せぬ保険料不足に備える他、次年度以降の納付金上昇に備え、保険料率の年度間における平準化を図る財源とするものです。

次に、「② 保険料率の引下げ」ですが、

収支黒字の約2,500万円は、国保会計の規模から考えると、非常に額が小さいため、引下げの効果は小さく、単純計算の試算で

は、1世帯平均で年額200円弱の減少に留まります。

その下の「【参考1】過去の料率改定状況」ですが、直近では、平成30年度に引下げ、その後は、本協議会からの答申も踏まえ、4年連続で、基金を取崩す予算にして、据置きとしております。

次の、「【参考2】国民健康保険事業 財政調整基金の保有額」は、記載のとおり、令和3年度末の保有額は約30億円ですが、令和4年度の当初予算では、収支不足が見込まれたため、取崩額を約2.9億円計上しています。また、記載にはありませんが、令和3年度決算による実質黒字が約3億円繰越されているため、令和4年度の収支状況を最後まで見た上で、積立てを検討しています。

また、その下、「【参考3】基金及び一般会計繰入の扱いについて」は、前回の資料でもご説明しましたが、

1つ目の丸「国保の基金条例の抜粋」では、その第6条として、本市の収支不足によって、納付金を県に納められない場合に基金を処分、つまり取崩して使うことができるというものとなります。

このため、収支黒字が見込まれる場合は、黒字相当額の保険料を引下げることができますが、基金を活用して、さらに引下げることができないものとなります。

そして、その下、「一般会計からの繰入れについて」ですが、

平成30年度の国保制度改革により、国は一定の公費拡充を行った上で、今後は決算補填、つまり赤字補填を目的とする一般会計からの繰入れは解消する方針を示しており、本市としても、国の方針を踏まえ、決算補填目的の一般会計からの繰入れは行わない方針としています。

続いて、次の資料2、「賦課限度額の改定について」は、前回と同じ内容ですが、諮問事項であるため、改めてお配りしました。

賦課限度額は、1年間の国民健康保険料の上限額ですが、この上限額は国の政令によって示され、各市町村は必要に応じて条例を改正して施行するものとなります。

国は、保険料負担の公平を図る観点から、年々限度額を上げていますが、令和5年度は、75歳以上人口の増加により、後期高齢者医療の給付費の増加が見込まれる中、国民健康保険料のうち、支援分、つまり後期高齢者医療への支援分の上限を2万円引き上げる改定内容を示しています。これにより、合計としては104万円とな

	<p>り、高所得層により多くの負担を求めることとなります。</p> <p>続いて裏面をご覧ください。本市の対応としては、これまで国の基準に沿って、賦課限度額を同額に引上げてきました。また、県内30市町村、そして20ある全国の政令市は、一部実施時期は異なりますが、いずれも国の基準どおりとしています。</p> <p>また、賦課限度額の引上げにより、本市の収支は、約3,000万円の増加となり、資料1の収支見込みには、反映済みとなっています。</p> <p>資料の説明は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。前回会議の参考資料もありますのでそれを見ながらになります。皆様からご意見ご質問はありませんでしょうか。いかがでしょうか。はい、藤田委員お願いします。</p>
<p>藤 田 委 員</p>	<p>資料1の表面に変動の主な要因とありましたけど、保険適用拡大は昨年10月の数字ということですが、10月でお終いなのか、それとも5年度も続いていくのかどうか。一つと、テレビ新聞の報道にありましたが、コロナの分類の関係で2類から5類への変更により医療費や薬の自己負担が増えるのかどうか、行政に情報があればお聞かせ願います。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>まず1点目ですが、昨年10月の制度改正・適用拡大につきまして、500人超の事業所から100人超の事業所まで被用者保険への適用が拡大したということです。通常であれば、10月1日で国保を抜けて、その会社なりの被用者保険に移行するというので10月末の国保の被保険者数はかなり減りました。</p> <p>本来であれば、その翌月以降は通常ベースに戻ると考えていたが、11月末についても400人ほどの方が国保から抜けたということで、考えられる要因としては10月1日に被用者保険の加入手続きはなされたけれど、国保の脱退手続きが自動的になされない。11月に入って行われた方が相当数いらっしやっただと考えています。</p> <p>今後については、令和5年度は適用拡大がなくて、令和6年10月に現在100人超の事業所が50人超の事業所まで適用が拡大されることから、その際には被用者保険の脱退がそれなりになるの</p>

	<p>ではと考えられます。</p> <p>2点目のコロナの分類が2類から5類に下がるのではないかと検討されていますが、報道ベースしか承知していませんが、仮に医療費の公費負担が一部自己負担や国保負担となったとしても、令和5年度の国保会計には直接影響はないということになります。これは12月の協議会でもご説明しましたが、県から求められている170億円強の納付金を県に支払うことで、仮に来年度の医療費が年度途中で増えたとしても交付金として支出されますので、来年度の国保会計には直接影響がありません。その翌年以降、令和6年度の県の納付金算定に当たって影響が出てくる可能性があります。ご質問の5類への引き下げにより、医療費の自己負担がどうなるか確定的な情報は持ち合わせていません。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。他にご質問、共通の話題にしておきたいなどのご質問、ご意見などございませんでしょうか。</p> <p>それでは、ないようですので保険料率の検討にあたり、先ほどお伝えしましたように、今一度、お一人ずつご意見を伺いたいと思います。副会長の藤田委員から順番にご発言をお願いいたします。</p>
<p>藤 田 委 員</p>	<p>前回は仮算定で1.1億円の黒字であれば保険料は引き下げ、ただし、本算定の結果で黒字ならば引き下げ、赤字ならば基金を充当して据え置きという意見を述べました。今日の本算定の数字を見ますと、2,563万円と若干の黒字であります。令和5年度の国保会計支出額707億円に対し、0.036%です。保険料を引き下げても1年間1世帯平均200円弱の引き下げということですので、この範囲であれば収支均衡とみなしてよいと考えます。収支が均衡しているならば、据え置きでお願いしたいと思います。</p> <p>限度額は前回同様、国の基準通りでお願いしたいと思います。</p>
<p>菊 地 委 員</p>	<p>私の意見としては、前回はさらに黒字幅が増えるようであれば引き下げもと話しましたが、前回の見込みより黒字が少し圧縮されたということで、保険料率は据え置きが適切と思います。</p> <p>賦課限度額は前回同様、ご提案通りでいいと思います。</p>
<p>井 上 委 員</p>	<p>私も前回は据え置きでいいと意見を申し上げました。その時から</p>

	<p>状況は変わっていませんが、商工事業者にとってはコロナや原材料等の値上げなど厳しい状況が続いていますが、黒字額が少ないことを鑑みて、今回も据え置き意見とさせていただきます。</p> <p>賦課限度額に関しては、国の基準通りでいいと思います。</p>
金 口 委 員	<p>私も被保険者の代表者として、前回引き下げを要望しました。それは黒字額が1.1億円だったからでしたが、今回、1世帯200円弱と試算が出ていますので、200円の引き下げとなりますと手続きの経費が逆にかかってしまい効果がなくなることから、やむを得ず据え置きとしたいと思います。</p> <p>賦課限度額は前回通りです。</p>
山 田 委 員	<p>本音を申し上げますと、前回の仮算定の1.1億円が本査定でプラスに転じることを期待していましたが、令和5年度の収支見込みを見ますと、据え置きがやむを得ないかなと考えています。</p> <p>賦課限度額は、国の方針通りで結構だろうと思います。</p>
中 村 委 員	<p>本算定の結果を受けまして 黒字額の少なさで保険料率については据え置きがよろしいと思います。</p> <p>賦課限度額は変わらず、国の方針に従っていいと思います。</p>
平 野 委 員	<p>前回は本算定を見て据え置きかなと話しましたが、今年から来年度は大増税で私どもが苦しまなければならない状況にあるので、国保の安定ということを考えれば、黒字額が少なくなってますけど、多少黒字が出たということで据え置きをお願いしたいと思います。</p> <p>賦課限度額については、皆様と同じように国の方針でよろしいと思います。</p>
本 間 委 員	<p>先回、私は据え置きと話をしましたが、今まで話があったように黒字額は微々たるものなので、保険料については据え置きをお願いしたいと思います。</p> <p>賦課限度額は、国の方針通りでお願いしたいと思います。</p>
庭 山 委 員	<p>令和5年の収支見込から見れば、保険料率は据え置きでやむを得ないと思います。</p>

<p>和田委員</p>	<p>限度額については、国の方針通りでいいと思います。</p> <p>私も皆様と同じように、気持ち的には申し訳ないですが、据え置きが妥当であると思います。</p> <p>賦課限度額については、国の方針通りでよいと思います。</p>
<p>國井委員</p>	<p>私も黒字幅が大きければ引き下げとと思っていましたが、この金額を見ますと、保険料率にしましては、据え置きがいいと思います。</p> <p>賦課限度額にしましては、国の基準通りでいいと思います。</p>
<p>田中委員</p>	<p>本算定を受けまして、保険料率につきましては据え置きで、賦課限度額は国の基準にそってよろしいと思います。</p>
<p>荒井委員</p>	<p>前回、黒字幅を見て引き下げと申しましたが、この金額を見ると皆さんおっしゃる通り、保険料率は据え置きで、賦課限度額は国の基準通りでよろしいと思います。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>私も前回お話した通り、保険料率に関しては据え置き、賦課限度額に関しては国の基準に従うということによろしいと思います。</p> <p>4月から国のコロナ特例は事実上、撤廃されるのは明確です。ただ、段階的にやる手段は残されていると思いますが、いずれにしても、すべて公費負担でやることはなくなると思います。令和6年度以降は厳しい現実が待っていると思いますし、基金の積み立てに回す方が、市民の生活を守るという意味で健全的な対応だと思います。</p>
<p>浦野委員</p>	<p>私も現在の状況では、保険料率は据え置きにしていきたいし、賦課限度額は国の方針通りと思います。</p> <p>コロナの状況に関して、公費負担がなくなると逆に受診抑制につながると思います。ですから、行政としては公費の負担が減ったとしても、別の側面でコロナ患者や感染症患者のサポートをしていただきたいと思います。そもそも保険料を減らすには、病気にならないことが大事なので、健康福祉や特定健診、がん検診を含めてサポートしていただければ、市民の皆さんは豊かな暮らしができると思います。</p>

<p>会 長</p>	<p>据え置きがやむを得ないとのご意見がありましたが、現状を踏まえまして、「答申案の検討」を行いたいと思います。ただいまの委員の皆さんのご意見を基に、これから答申書案を作成するため、20分程度お時間をいただきたいと思います。その間、協議会を休憩にしたいと思います。なお、答申書案については、私に一任させていただきたいと考えておりますが、ご了承いただけますでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、一度進行を事務局にお返しします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、これより協議会を一時中断させていただき、20分程の休憩とさせていただきます。また、休憩中に答申についてのご意見を頂戴しましても答申案に反映させることができませんので、ご了承ください。それでは休憩に入らせていただきます。</p> <p>-----</p>
<p>事 務 局</p>	<p>これより会議を再開します。まず、答申書案をお配りいたします。それでは、山崎会長よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>答申書案の作成にあたりましては、私にご一任いただきましたが、今回は20分と短時間でまとめることとなりましたので、藤田副会長にご支援いただきました。この後、皆様にご確認をいただきまして、答申書を確定させたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、答申書案をご一読いただきたいと思います。</p> <p>それでは、よろしいでしょうか。内容について簡単にご説明いたします。</p> <p>はじめに、「適正な保険料率のあり方について」です。</p> <p>先ほど、収支状況などについて、事務局より説明がありました。皆様のご意見と私自身の考えも含め、答申書案としては、据え置きとさせていただきます。いろいろ諸事情あることを盛り込むこともできますが、今回は内容を絞ってこの項目だけにさせていただきました。</p> <p>約2,500万円の剰余が見込まれている中ではありますが、些少な金額であり、本市の国民健康保険事業の規模に対して非常に少額であることと、収支はほぼ均衡と言えることから、本来ならば保険料が黒字であれば引き下げもありますが、据え置くことが望まし</p>

いと考えます。この剰余額は、令和5年度中における保険料収入の不足など不確定要素やこれからの保険料負担の抑制への備えとしたいと考えます。これからの国民健康保険事業の安定的な財政運営に努めることを求めるという形とさせていただきます。

「保険料賦課限度額の改定について」は、国と同様に皆様からご賛同いただきましたので、当協議会としては「引上げることを妥当と考える」といたしました。

また、附帯意見として、皆様からのご意見などを踏まえて、「今後の保険給付費の増加が懸念されるため、特定健診など、加入者の健康づくりに努め、医療費の適正化に向けた取組みを望む。」と附帯意見を付けさせていただきました。

この答申書案について、ご意見をお願いいたします。

ご意見がないようでしたら、まとめさせていただきます。細かい字句訂正については、私に一任いただきたいと思います。

答申書は、今月下旬に私から市長へお渡しする予定です。委員の皆様からのご意見をしっかりお伝えしたいと思っております。皆様には、後日、答申書の写しを送付いたしますのでご了承ください。

ほかに何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

よろしいですか。また、本日の会議で答申書がまとまりましたので、19日に予定していた第4回運営協議会は「開催しない」ということをご了承願います。皆様のご協力により、こうして無事に答申書をまとめることができました。ありがとうございました。

それでは、本日予定された議題について、全て審議を終えました。委員の皆様には慎重なご審議をいただきありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

事務局

大変ありがとうございました。

それでは、最後に福祉部長の佐久間よりご挨拶申し上げます。

<部長挨拶>

それでは、これもちまして本日の運営協議会を閉会といたします。委員の皆様、本日はありがとうございました。